

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成25年笠間市規則第25号)新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(許可申請)</p> <p>第7条 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て(盛土・たい積)事業許可申請書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、添付書類の一部又は全部を省略することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>施工管理者であることを証する書面</u></p> <p>(8)～(22) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1(第7条, 第9条関係)</p>	<p>(許可申請)</p> <p>第7条 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て(盛土・たい積)事業許可申請書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、添付書類の一部又は全部を省略することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>施工管理者の住民票の写し</u></p> <p>(8)～(22) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1(第7条, 第9条関係)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>検液1リットルにつき<u>0.003</u>ミリグラム以下</td> <td>日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>検液中に検出されないこと。</td> <td>規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	測定方法	カドミウム	検液1リットルにつき <u>0.003</u> ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>検液1リットルにつき<u>0.01</u> ミリグラム以下</td> <td>日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>検液中に検出されないこと。</td> <td>規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	測定方法	カドミウム	検液1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年
物質	基準値	測定方法																	
カドミウム	検液1リットルにつき <u>0.003</u> ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法																	
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年																	
物質	基準値	測定方法																	
カドミウム	検液1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法																	
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年																	

		環境庁告示第59号」という。) 付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。) 付表1に掲げる方法又は規格3.1.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下, かつ, 埋立て等区域の土地	検液中濃度に係るものにあつては, 規格61に定める方法, 農用地に係るものにあつては,

		環境庁告示第59号」という。) 付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。) 付表1に掲げる方法又は規格3.1.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下, かつ, 埋立て等区域の土地	検液中濃度に係るものにあつては, 規格61に定める方法, 農用地に係るものにあつては,

	利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指 定要件に係る砒素の量の検定 の方法を定める省令(昭和50年 総理府令第31号)第1条第3項及 び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付 表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付 表3及び昭和49年環境庁告示 第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付 表4に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利 用目的が農用地(田に限 る。)である場合にあつ ては、試料1キログラム につき125ミリグラム未 満	農用地土壌汚染対策地域の指 定要件に係る銅の量の検定の 方法を定める省令(昭和47年総 理府令第66号)第1条第3項及び 第2条に定める方法
ジクロロメタ ン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5. 2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5. 2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定め る方法

	利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指 定要件に係る砒素の量の検定 の方法を定める省令(昭和50年 総理府令第31号)_____
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付 表2に掲げる方法 _____に規定する方法
アルキル水銀	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付 表3及び昭和49年環境庁告示 第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付 表4に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利 用目的が農用地(田に限 る。)である場合にあつ ては、試料1キログラム につき125ミリグラム未 満	農用地土壌汚染対策地域の指 定要件に係る銅の量の検定の 方法を定める省令(昭和47年総 理府令第66号)_____
ジクロロメタ ン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5. 2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5. 2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定め る方法

クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法

クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法

テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液とし

テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液とし

		て、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

		て、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考（略）

別表第1の2

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	<u>地盤工学会基準JGS0211—2020</u> 「土懸濁液のpH試験方法」

別表第2(第9条関係)

1～3（略）

4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。

5～10（略）

備考（略）

別表第1の2

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	<u>地盤工学会基準JGS0211—2009</u> 「土懸濁液のpH試験方法」

別表第2(第9条関係)

1～3（略）

4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。

5～10（略）